

宇治市ブロック塀等緊急安全対策支援事業制度 QA

1. 目的（要項第1条関係）

	質 疑	回 答
1	補助金制度の目的とは	平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪北部地震により、ブロック塀の倒壊が発生し、改めて基準を満たさないブロック塀等の危険性が認識されました。このため、宇治市においても災害発生時における道路を通行される方の安全を確保するとともに避難時の余震による倒壊を防止するためブロック塀等を撤去処分等する方の経費の負担を軽減するものです。

2. 補助対象要件等（要項第3条関係）

	質 疑	回 答
1	補助の対象となるブロック塀等とは	<p>重要な避難路に面する地盤面からの高さが 60 センチ以上かつ安全性に問題のあるブロック塀等が対象となります。</p> <p>重要な避難路・・・宇治市地域防災計画に明記される重要な避難路をいいます。重要な避難路に面しているかどうか不明な場合は、建築指導課へお問い合わせ下さい。</p> <p>ブロック塀等・・・補強コンクリートブロック造、レンガ、大谷石等の組積造のその他これらに類する塀が対象となります。万年塀やコンクリート製の塀は対象にはなりません。</p> <p>60 cm以下・・・塀が道路等から奥まった部分にあり、万一倒れても道路等にはみ出さない部分は残すことができます。</p>

2	安全性に問題があるブロック塀等とは	次のいずれかの方法による耐震診断を行い、その結果、「安全性に問題がある」と診断されるブロック塀等が対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「宇治市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金交付申請書」の裏面の補助対象ブロック塀等点検表による耐震診断</li> <li>・耐震改修促進法の基本方針告示に規定される耐震診断</li> <li>・「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」((一財)日本建築防災協会)に基づく耐震診断</li> </ul>
3	青空駐車場内等、建築物の付属ではないブロック塀等も対象になるか	対象となります。(「2. 補助対象要件等 - 1」に該当するものに限りです。)
4	設置場所が道路から控えられており、倒れた場合でも明らかに道路にはみ出さないものも対象になるか	対象にはなりません。道路からの水平距離(奥行き方向)よりブロック塀等が高いものが対象となります。
5	補助の対象となるブロック塀等のうち一部が敷地の奥に向かって設置されている場合、その一部分も補助の対象になるか	上4の回答と同様、道路からの水平距離(奥行き方向)よりブロック塀等が高いものが対象となります。
6	ブロック塀等の耐震診断、撤去工事、建替え又は耐震改修について、自らが行う場合や知人に対応してもらう場合は対象になるか	見積書及び請負契約書がなく、補助対象経費を把握することができない場合は、対象にはなりません。
7	建替え(撤去+新設)をする際の要件は?意匠の条件は付されるのか	撤去後、新設の結果、次のとおり「地震に対して安全な構造になること」が事業要件となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック塀を新設する場合・・・建築基準法に規定する仕様基準に適合するもの、又は構造計算により安全な構造であることがあらかじめ確認されたもの</li> <li>・フェンスを新設する場合・・・メーカーの仕様に基づくもの</li> </ul> なお、意匠の条件はありませんが、規模が従前と著しく異なる場合又は車止め等目的が異

		なる場合は建替えに該当し得ないものと判断する場合があります。事前にご相談ください。
8	角敷地において、重要な避難路とその他道路それぞれに面するブロック塀等に対する本支援事業の利用方法について また、隅切り部分のブロック塀等については、重要な避難路に面するものと判断してよいか	重要な避難路に面するブロック塀等のみ支援事業を利用することができます。 また、隅切り部分のブロック塀等については、重要な避難路に面するものとして支援事業を活用することができます。
9	耐震診断のみ本支援事業を利用した後、撤去工事、建替え又は耐震改修について、本支援事業を利用することは出来るか	利用することができます。 なお、補助金額は、耐震診断に対する補助金額を控除した額となります。詳細は、「5．補助対象経費・補助金の額 - 6」を参照してください。
10	避難路沿いの塀とそれ以外の部分の塀が構造上一体となっている場合、避難路沿いの塀を撤去したことにより、残存の塀が危険な状態となるときの同塀の補強となる控壁等は補助対象となるか	本支援事業の目的と照らして、適当と判断されるものは補助対象となります。事前にご相談ください。
11	建替え（撤去＋新設）について、新設の補助対象として、生垣は認められるか	撤去する塀の目的と照らして適当と認められる場合は、生垣も対象となります。事前にご相談ください。 なお、本市には生垣設置補助制度がありますので、生垣を設ける際は、どちらかの補助制度を選択していただくことができます。生垣設置補助制度の詳細は「7．その他 - 2」を参照してください。

### 3．補助対象者等（要項第4条関係）

	質 疑	回 答
1	補助申請対象者は	自己の所有するブロック塀等を撤去する方です。 他者の所有するものについて、所有者の承諾を得て撤去する方も対象になります。

		但し、国、地方公共団体その他の公的機関は除きます。
2	市税の滞納がない者とは誰か	申請者に市税の滞納がないことが条件となります。 撤去するブロック塀等が区分所有建物（分譲マンション等）の付属物である場合は、ご相談ください。

#### 4．補助対象事業（要項第5条関係）

	質 疑	回 答
1	ブロック塀等を撤去、建替え又は耐震改修を行う際、安全性に問題があるブロック塀である旨把握する必要があるが、その方法として、H30.6.21 付け国住指第 1130 号通知「ブロック塀等の点検のチェックポイント」による耐震診断をする際、診断者の資格要件はあるか	「ブロック塀等の点検のチェックポイント」による耐震診断をする際は、診断者の資格要件はありません。 なお、耐震診断を含む事業については、建築士等の資格が必要です。

#### 5．補助対象経費（要項第6条関係） 補助金の額（要項第7条関係）

	質 疑	回 答
1	ブロック塀の高さの算定方法は	重要な避難路の地盤面からの高さによります。
2	撤去を対象工事とする場合、ブロック塀等に付属するもので次に掲げるものは補助対象経費に含まれるか 門柱 扉 フェンス(ブロック塀等の上端にあるもの) 基礎 控え壁 擁壁	対象となりません。 対象となりません。 撤去工事については対象とはなりません。 建替えにおける新設のフェンスは対象となります。 対象となります。 対象となります。 対象となりません。なお、安全性が確認できないブロックによる擁壁は撤去しなければなりません。

3	業者見積のうち、補助対象経費として見込まれるものは	<p>耐震診断・・・診断費、資料作成費  撤去工事・・・撤去費、運搬費、処分費、養生費、仮設費  建替え・・・撤去費、運搬費、処分費、資材費、設置費、養生費、仮設費（設計費・監理費・建築確認申請費は含まれません。）  耐震改修・・・資材費、補強費（設計費・監理費は含まれません。）</p> <p>いずれも対象のブロック塀等に係るものに限ります。また、上記に掲げる費用以外にも目的と照らして対象経費となる場合があります。事前にご相談ください。</p>
4	補助金額の限度額は	<p>補助限度額は40万円です。  次の内、低い金額の3分の2（千円未満は端数を切捨てた額）です。  対象のブロック塀等の長さ×8万円×乗じた額  耐震診断等の経費</p>
5	<p>耐震診断とあわせて撤去工事、建替え又は耐震改修を実施するとき補助金の対象経費をどのように考え、補助金額を決定するのか  また、それぞれの実施時期が異なる場合についてはどうか</p>	<p>診断経費と工事経費の合計額が補助金の対象経費となり、「5. 補助対象経費・補助金額 - 4」の回答による算定をし補助金額を決定します。  また、実施時期が異なる場合は、後者となる  その他工事に対する補助金の額は、前者となる耐震診断の補助金の額を控除することになりますのでご注意ください。</p>

## 6 . 手続き全般（要項第8条～第19条関係）

	質 疑	回 答
1	手続きの流れは	チラシ、ホームページに手続きの流れを記載しています。参考にして下さい。

2	ブロック塀等の所有者であることが分かる書類とは	土地登記簿謄本（写）、建物登記簿謄本（写）、納税通知書（写）等の、いずれかを提出して下さい。
3	ブロック塀等の所有者が複数ある場合の申請方法は	各所有者の同意書を提出して下さい。
4	申請者と、ブロック塀等の所有者、居住者又は使用者が異なる場合の申請方法は	申請者以外の、ブロック塀等の所有者、居住者又は使用者の同意書を提出して下さい。
5	ブロック塀等が区分所有建物の付属物である場合の申請方法は	ブロック塀等が区分所有建物（例えば、分譲マンション等）の付属物である場合、撤去工事を行うことに対する決議を得た理事会又は総会の議事録の写しを提出して下さい。
6	着手はいつできるのか	市から交付決定通知をもらってから、工事契約・着工となります。 補助金の交付決定前に工事契約・着手した場合は、補助金を受けることはできません。
7	手続きに必要なものは	申請書に必要な書類を添付の上、建築指導課に1部提出してください。
8	申請書様式は何処でもらえるのか	建築指導課窓口でお渡しすることができますが、ホームページからもダウンロードできます。
9	点検表で不明な項目があるが	不明な項目があれば、不適合にチェックを入れてください。
10	耐震診断とあわせて撤去工事、建替え又は耐震改修を実施するとき、同一の申請となるのか また、年度内において、それぞれの実施時期がずれてしまう場合についてはどうか	耐震診断とあわせて撤去工事、建替え又は耐震改修を実施する場合は、同一申請となります。 実施時期が異なる場合は、実施する時期に申請してください。このとき、耐震診断後に申請する行為に対する助成金額は耐震診断に対する助成金額を控除した額となりますのでご注意ください。詳細は、「5.補助対象経費・補助金の額 - 5」を参照してください。
11	申請した補助対象事業は、いつまでに完了しなければならないのか	申請した年度内に、完了したうえで完了実績報告書を提出してください。

## 7. その他

	質 疑	回 答
1	ブロック塀の下に基礎、擁壁がある場合これも撤去する必要があるのか	擁壁用ではないコンクリートブロックが土留め擁壁に使用されている場合は撤去していただく必要があります。 また、基礎や擁壁の撤去工事が、道路や隣地部分にかかる場合は、管理上、撤去が困難な場合もありますので、道路や隣地の管理者にご相談下さい。
2	他に対象補助制度はあるか	ブロック塀等の撤去後、生垣にされる方には、生垣設置補助制度があります。ブロック塀撤去補助制度と合わせて利用できます。詳しくは公益財団法人 宇治市公園公社（植物公園内） 電話 0774 - 39 - 9393 にお問合せください。
3	ブロック塀等の撤去やフェンスの設置を検討しているが、いくら位かかるか	複数の業者から見積りを取り、契約内容をよく確認してください。見積額や工事内容に不安があれば建築指導課にご相談ください。
4	ブロック塀等を撤去した後、同じ場所にフェンス等を設置しても良いか	道路幅員の狭い道路や道路部分にはみ出してブロック塀等があった場合は、現在の位置に塀を設置できない場合（2項道路等）があります。建築基準法の規定により道路後退の義務が発生する場合がありますので、建築指導課にお問合せください。  また、60センチ以下にしたブロック塀の上にフェンスを設置される場合、フェンスとブロック塀の高さの合計が1.2mを超えれば、ブロック部分に控壁を設けて補強する必要があります。但しブロックが3段以下の場合はこの限りではありません。